

都合により日程を変更することがありますので、お問い合わせください。

相談室

募集

お知らせ

税

福祉・健康

環境

相談室

当番医

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
家庭児童相談 児童虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	こども家庭課	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員・女性相談員	こども家庭課 ☎(082)420-0407
	上記以外	—	—	—	市役所当直室 ☎(082)422-2111
家庭児童相談	水曜日 ※祝日を除く	10:00～17:00	子育て・障害総合支援センター	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員	はあとふる ☎(082)493-6073
障害者・障害児相談	月～土曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	はあとふる (市民文化センター)	☎相談支援コーディネーター	
障害者虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	子育て・障害総合支援センター	☎相談支援コーディネーター	障害福祉課 ☎(082)420-0180
			はあとふる (市民文化センター)	☎相談支援コーディネーター	
	上記以外 (障害者虐待通報のみ)	—	—	—	
広島地域若者サポートステーション「若者交流館」	1月19日、26日 (いずれも水曜日)	13:00～17:00	市民文化センター 研修室 1	就職したいけれど、あと一歩が踏み出せない人、職場での人間関係が苦手で辞めてしまった人などの相談を受け付けます。 ☎自己理解、自己表現、コミュニケーション演習、応募書類作成や面接練習など ☎15歳から概ね49歳までの人(保護者からの相談も受け付けます) ☎要予約	広島地域若者サポートステーション 「若者交流館」 ☎(082)511-2029
働く女性の相談室	15日(土)	13:30～14:30	市民文化センター 2階研修室 3 (サンスクエア東広島)	☎仕事上の悩み(セクハラ、パワハラ、家庭との両立)や、働きたい女性の相談 ☎8日(土) ☎電話、窓口	エスポワール/ 男女共同参画推進室 ☎☎(082)424-3833
		14:30～15:30	—	—	—
ボランティア相談窓口	第2・4水・土曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	市民文化センター ボランティア活動支援センター	☎ボランティアコーディネーター	ボランティア活動支援センター ☎(082)424-9590
			火・木曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	生涯学習課
不登校サポート「親の会」	第3水曜日 ※祝日を除く	13:30～15:00	西条フレンドスペース (市民文化センター)	☎電話	西条フレンドスペース ☎(082)421-8494
児童青少年総合相談	水・木・土・日曜日 ※祝日を除く	10:30～12:00 13:00～17:00	児童青少年センター内 児童青少年総合相談室 (市民文化センター)	☎教育相談員	児童青少年総合相談室 ☎(082)422-3749
				☎臨床心理士 ☎電話または窓口 開館日の10:30～17:00	
				☎児童厚生員	
精神科医による精神保健相談	13日(木)	13:30～15:00	広島県西部東保健所 2階保健相談室	☎精神科医 ☎個別相談 ☎電話	県西部東保健所保健課 ☎(082)422-6911(代)

市政への要望(文書・メール・ファックス・電話など)

①タイトル②要望事項③住所・名前・ファックス番号を記入の上、あなたの声をお寄せください。(市民生活課)

✉ hgh200922@city.higashihiroshima.lg.jp
☎ (082) 426-3124 ☎ (082) 420-0922

Free of Charge 外国人相談窓口・Information and Consultations・Salão de Comunicação・外国人相談窓口・Dịch vụ tư vấn

言語	曜日	時間	場所	問い合わせ
English 英語	Mondays, Tuesdays, Wednesdays, Thursdays【月、火、水、木】	9:00～17:00	市民文化センター コミュニケーションコーナー	Communication Corner Salão de comunicação コミュニケーションコーナー ☎(082)423-1922
	Saturdays【土】	9:00～13:00		
	Fridays, Sundays【金、日】	13:00～17:00		
Português ポルトガル語	Quartas, Quintas, Sábados【水、木、土】	9:00～13:00	(公財)東広島市教育文化振興事業団 ☎(082)424-3811 ☎http://hhface.org/corner/jp.html	
中文 中国語	星期二、五、日【火、金、日】	9:00～13:00		
Tiếng Việt ベトナム語	星期四、六【木、土】	13:00～17:00		
Legal Consultations Consulta Jurídica 法律相談 Tư vấn pháp luật 法律相談	1月8日(土) ①13:00～②14:00～ ③15:00～	—	市民文化センター 研修室	弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳あり。 1週間前までに予約が必要。 相談時間は約40分。

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
相続・遺言に関する相談	16日(日)	10:00～16:00 [電話相談] (082)511-7196 ※面談相談は予約必要	広島司法書士会総合相談センター (広島市中区上八丁 堀6-69広島司法書士会館1階)	☎司法書士 ☎相続・遺言に関する相談会 ☎電話 ☎要予約	広島司法書士会 ☎(082)221-5345
法律相談	6日・13日・20日、 27日、2月3日 (いずれも木曜日)	13:00～16:00 ※相談時間は30分以内	市民生活課	☎弁護士 12人/日(抽選) ☎当日受付(8:30～9:00に電話 またはファックス、窓口) ※相談は原則年度内1回限り	市民生活課 ☎(082)420-0922 ☎(082)426-3124 ※ファックスで申し込む場合、必ず電話番号やファックス番号を明記してください。
登記・法律相談(相続・成年後見など)	12日・19日(木)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内	市民生活課	☎司法書士 8人/日(先着順) ☎当日受付(8:30～9:30に電話 またはファックス、窓口)	市民生活課 ☎(082)420-0922 ☎(082)426-3124 ※ファックスで申し込む場合、必ず電話番号やファックス番号を明記してください。
消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～17:00	消費生活センター(市役所 北館1階窓口)	☎消費者と事業者間の契約トラブルに関する相談 ☎消費生活相談員	消費生活センター ☎(082)421-7189
お昼の消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	11:00～13:00	—	☎消費生活センター受付時間外の相談窓口です。 ☎国民生活センター職員など	国民生活センター ☎(03)3446-0999 消費者ホットライン ☎188
休日の消費生活相談	土日祝日	10:00～16:00	—	—	国民生活センター ☎(03)3446-0999 消費者ホットライン ☎188
心配ごと相談・行政相談	西条会場 4日(火)	13:00～16:00	市役所本館2階 201会議室	(心配ごと相談) ☎心配ごと相談員 (民生委員・児童委員) (行政相談) ☎国の行政に関する要望や相談 ☎行政相談委員	(心配ごと相談) 東広島市民生委員 児童委員協議会 ☎(082)420-0932 (行政相談) 中国四国管区 行政評価局 ☎(082)228-6173
	八本松会場 12日(火)	13:00～16:00	八本松地域センター		
	志和会場 20日(火)	13:00～16:00	志和出張所		
	高屋会場 24日(火)	13:00～16:00	高屋西地域センター		
	黒瀬会場 11日(火)	9:00～12:00	黒瀬支所南庁舎5階 第3会議室		
	福富会場 12日(火)	13:00～16:00	福富保健福祉センター		
	豊栄会場 18日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター		
	河内会場 27日(火)	13:00～16:00	河内保健福祉センター		
安芸津会場 21日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター			
自殺予防相談	年中無休	24時間	—	—	広島いのちの電話 ☎(082)221-4343 よりそいホットライン ☎(0120)279-338
【特設】人権相談	西条会場 4日、11日、18日、25日、 2月1日 ※いずれも火曜日 13:00～16:00	—	広島法務局東広島支局	☎人権擁護委員	東広島竹原人権擁護委員協議会 ☎(082)423-7752
	黒瀬会場 11日(火)、2月7日(月) 9:00～12:00	—	黒瀬支所南庁舎5階第3会議室		
	福富会場 12日(火) 13:00～16:00	—	福富保健福祉センター		
	安芸津会場 21日(金) 13:00～16:00	—	安芸津文化福祉センター		
【常設】人権相談	月～金曜日 (祝日を除く)	8:30～17:15	広島法務局東広島支局	☎法務局職員、人権擁護委員	広島法務局東広島支局 ☎423-7707
ひがし広島法律相談センター	毎週水曜日 (変更になることがある)	13:00～16:00	市民文化センター 研修室 3 (サンスクエア東広島4階)	☎広島弁護士会 ☎電話(休業日を除く9:30～16:00) ☎有料	ひがし広島法律相談センター ☎(082)421-0021
公正証書による遺言・契約書等の作成	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～12:00 13:00～17:15	東広島公証役場 (サンスクエア東広島4階)	☎公証人 ☎電話	東広島公証役場 ☎(082)422-3733
県民相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～17:00	広島県生活センター (県庁農林庁舎1階)	☎離婚、相続、近隣トラブル、交通事故などに関する相談 ☎県民相談員	県民相談窓口 ☎(082)223-8811

教えて 消費生活

【独】国民生活センターの相談事例を紹介します。

鍵開けを依頼したら想定外の作業をされた!

玄関の鍵が開かなくなったため、作業費用の安価な広告表示をしている事業者を見つけて、鍵開けを依頼した。来訪した作業員は、作業内容や料金の説明もなく、いきなり鍵を壊して別の場所に新しい鍵を取り付けた。作業後、高いが仕方ないと思い、合計約15万円を支払ってしまった。

《アドバイス》

広告の料金表示をうのみにせず、見積もりだけの場合やキャンセルした場合は、出張費の有無などを、依頼時に確認しましょう。現場で初めて作業内容や料金が提案されます。事業者が作業に取り掛かる前に作業内容と料金を確認し、当初の想定とかけ離れた作業料金をあれば、無理にその場で判断せず、作業を断りましょう。フリーリング・オフができる場合もあります。納得できない場合は、作業後であってもその場で料金を支払わず、東広島市消費生活センターにご相談ください。

☎消費生活センター
082-421-7189